

平成 26 年 3 月 25 日

各 位

会 社 名	ポールトゥウィン・ピットクルー ホールディングス株式会社
代表者名	代表取締役社長 小 西 直 人 (コード番号：3657 東証第一部)
問合せ先	取締役管理部部長 山 内 城 治 (TEL：03-5909-7911)

当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（事前警告型買収防衛策） の導入に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 3 月 25 日開催の取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第 118 条第 3 号に規定されるものをいい、以下、「基本方針」といいます。）を定めるとともに、かかる基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、下記のとおり、当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（以下、「本プラン」といいます。）を導入することに関して決議を行いましたのでお知らせいたします。本プランは、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を目的とするものであり、その内容は別紙のとおりです。

本プランは、当社取締役会の決議により導入するものですが、その有効期限は、平成 26 年 4 月 24 日開催予定の当社第 5 回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）の終結の時までとし、あらためて本定時株主総会において議案としてお諮りする予定です。

なお、本プランを決定した取締役会には、社外監査役 3 名を含む当社監査役 4 名全員が出席し、本プランは当社株式等の大規模買付行為に関する対応策として相当である旨の意見を表明しております。

以 上

当社株式等の大規模買付行為に関する対応策

I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、当社に対して大規模買付提案（買収提案）が行われた場合に、当該大規模買付提案を受け入れるか否かは、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかし、株式の大規模買付提案の中には、その目的等から見て、当社が蓄積してきました多くのノウハウ・知識・経験について理解のないもの、ステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるもの、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強制するおそれのあるもの、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、或いは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないもの等、当社の企業価値・株主共同の利益に資さないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えております。

II. 基本方針の実現に資する特別な取組み

1. 企業価値向上への取組み

当社グループは、ソフトウェア・ハードウェアの品質向上をサポートするために不具合の検出を行うデバッグ・検証事業、インターネットの健全な成長をサポートするために種々のコンテンツに含まれる違法有害情報の検出や不正利用の検出を行うネット看視事業を主要な事業としております。

当社グループは、顧客の業務プロセスのIT化、システム化が進む中、最終的に「人」によるチェック、テスト、看視や審査が必要な事業領域に対してサービスを提供しており、現在においては、ゲーム業界及びインターネット業界を主たる事業領域としております。

また、当社グループは、日本初の「デバッグ・検証」と「ネット看視」の専門事業者としての実績と顧客基盤を有し、ゲームソフト開発企業、アミューズメント機器開発企業、ネット関連企業を中心に、製品・サービスの開発過程、製品の発売・サービス開始後の運用過程において、サービスの提供を行っております。

当社グループは、「世の中がどれだけシステム化が進んでも、最終的に人が行わなければならない確認・チェックがある」という企業使命を実現するために、ソフト・ハードのデバッグ・検証、ネット看視を事業化いたしました。当社グループといたしましては、デバッグ・検証サービス及びネット看視サービスの先駆者として、市場での更なるシェア拡大、グローバル展開による市場の地理的拡大、新サービス創出による他業界取引の拡大に積極的に取り組むとともに、経営管理体制を充実させることを課題と認識し、経営活動に取り組んでおります。

2. コーポレート・ガバナンスについて

当社は持株会社形態であることを踏まえたグループ経営を行う必要性を自覚した上で、当社グループの事業展開に適したコーポレート・ガバナンスを実現するため、株主、取引先、従業員及び地域社会等のステークホルダーとの信頼関係を構築し、企業活動を通じ社会貢献を果たしながら企業価値を長期的に向上させていくことが重要であると考えております。当社では、このような観点からコーポレート・ガバナンスについての重点課題として、法令及び関連法規の遵守を柱とした企業経営の実現、経営の適正性、健全性、透明性の向上、適時適切な情報開示体制の構築を意識しており、これらの重点課題を中心に体制整備を行っております。

当社は、会社法に基づき、取締役会、監査役会、会計監査人を設置するとともに、内部監査室を設置しております。また、顧問契約を締結している弁護士よりコーポレート・ガバナンス体制に関して、適宜助言を受けております。

Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1. 本プラン導入の目的及び必要性

本プランは、当社株式等に対する大規模買付行為がなされる際に、当該大規模買付けに応ずるべきか否かを株主の皆様がご判断し、或いは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行なうこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって、上記Ⅰに記載の基本方針に沿って導入するものです。

本プランは、以下のとおり、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

また、本プランでは、対抗措置の発動にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除し、取締役会の判断及び対応の客観性、合理性を確保するための機関として独立委員会を設置し、発動の是非について当社取締役会への勧告を行う仕組みとしています。本プラン導入当初における独立委員会の委員には、（別紙2）「独立委員会委員の略歴」に記載の3名が就任する予定です。

また、平成26年1月31日現在における当社大株主の状況は、（別紙3）「当社の大株主（上位10名）」のとおりであり、当社は現時点において当社株式等の大規模買付行為にかかる提案を受けているわけではありません。

なお、当社役員は平成26年1月31日時点で当社発行済株式総数の32.75%を保有しておりますが、複数の役員において分散しており、当社役員各々の事情に応じた譲渡等により、株式の分散化が進んでいく可能性も否定できません。また、将来的に、当社の事業やビジネスに関する理解が十分でない者による当社に対する大規模買付行為が行われた場合、当社の顧客や従業員その他ステークホルダーとの関係を破壊し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益が著しく毀損される可能性も否定できません。

当社取締役会は、上記Ⅰに記載の基本方針のとおり、大規模買付行為であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、当社に対して大規模買付提案が行われた場合に、当該買付提案を受け入れるか否かは、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであると考えます。その際、株主の皆様のご判断は、当該大規模買付提案に関して十分な時間と情報をもった上で行われるべきであり、当社取締役会は株主共同の利益を確保する観点から、株主の皆様に対して、十分な時間と情報を確保する役割を担っているものと考えます。

以上により、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大規模買付行為に備えた対応策を現時点から準備しておく必要があると判断し、本プランを導入することを決定したものです。

2. 本プランにかかる手続き

当社の株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールの内容は、以下のとおりです。

（1）本プランの対象

本プランの対象となる者は、当社の株式等（注1）の買付行為のうち、特定株主グループ（注2）の株式等保有割合（注3）を20%以上とすることを目的とするもの、又は結果として特定株主グループの株式等保有割合が20%以上となる行為（いずれについても当社取締役会が同意したものを除くものとし、市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、このような買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）を行おうとする者です。

注1：株式等とは、別段の断りのない限り、金融商品取引法第27条の2第1項又は同法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

注2：特定株主グループとは、当社の株式等の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）並びに当社の株式等の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条

の 2 第 7 項に規定する特別関係者をいいます。)を意味します。

注 3 : 株式等保有割合とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、(i) 特定株主グループが当社の株式等の保有者及びその共同保有者である場合の当該保有者の株式等保有割合 (同法第 27 条の 23 第 4 項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、同項に規定する当該保有者の共同保有者の保有株券等の数も計算上考慮されるものとします。)又は(ii) 特定株主グループが当社の株式等の大規模買付者及びその特別関係者である場合の当該大規模買付者及び当該特別関係者の株式等所有割合 (同法第 27 条の 2 第 8 項に規定する株券等所有割合をいいます。)の合計をいいます。各株式等保有割合の算出にあたっては、総議決権数 (同法第 27 条の 2 第 8 項に規定するものをいいます。)及び発行済株式の総数 (同法第 27 条の 23 第 4 項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、半期報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち、直近に提出されたものを参照することができるものとします。

(2) 意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者におきましては、大規模買付行為の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該大規模買付者が大規模買付行為に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面 (以下、「意向表明書」といいます。)を当社の定める書式により日本語で提出していただきます。

具体的には、意向表明書には以下の事項を記載していただきます。

① 大規模買付者の概要

- (a) 氏名又は名称及び住所又は所在地
- (b) 代表者の役職及び氏名
- (c) 会社等の目的及び事業の内容
- (d) 大株主又は大口出資者 (所有株式又は出資割合上位 10 名) の概要
- (e) 国内連絡先
- (f) 設立準拠先

② 大規模買付者が現に保有する当社の株式等の数及び意向表明書提出前 60 日間における大規模買付者の当社の株式等の取引状況

③ 大規模買付者が提案する大規模買付行為の概要 (大規模買付者が大規模買付行為により取得を予定する当社の株式等の種類及び数、並びに、大規模買付行為の目的の概要 (支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付行為後の当社の株式等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等を行うことその他の目的がある場合には、その旨及び概要。なお、目的が複数ある場合にはその全てを記載していただきます。)を含みます。)

④ 本プランに従う旨の誓約

(3) 大規模買付情報の提供

上記 (2) の意向表明書をご提出いただいた場合には、大規模買付者におきましては、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付行為に対する株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報 (以下、「大規模買付情報」といいます。)を日本語で提供していただきます。

まず、当社取締役会は、大規模買付者に対して、意向表明書を提出していただいた日から 10 営業日 (初日不算入) 以内に、当初提出していただくべき情報の項目を記載したリスト (以下、「大規模買付情報リスト」といいます。)を上記 (2) ①(e)の国内連絡先宛に発送し、大規模買付者には、当社代表取締役に対して、かかる大規模買付情報リストに従って十分な情報を書面その他当社が適当と認める方法で提供していただきます。

また、大規模買付情報リストに従い大規模買付者から提供された情報では、大規模買付行為の内容及び態様等に照らして、株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を大規模買付者から提供していただきます。

なお、当社取締役会は、本プランの適切かつ迅速な運営を図るため、必要に応じて、大規模買付者の回答に期限を設ける場合があります。また、大規模買付情報リストの発送日の翌日から起算して 60 日を、当社取締役会が大規模買付者に対して情報提供を要請し、大規模買付者が回答を行う期間 (以下、「情報提供期間」といいます。)の上限として設定し、大規模買付情報が十分に提出されない場合であっても情報提供期間が上限に達した時は、その時点で情報提供にかかる大規模買付者とのやり取りを打ち切り、当該時点までに提供された情報をもって当社取締役会による評価・検討を行うものとします。

なお、以下の各項目に関する情報は、原則として大規模買付情報リストに含まれるものとしませんが、大規模買付情報リストの具体的な内容については、当社取締役会が、大規模買付行為の内容及び態様等

に照らして合理的に決定いたします。また、大規模買付者が大規模買付情報リストに記載された項目にかかる情報の一部について提供することができない場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して、当該情報を提供することができない理由を具体的に示していただくよう求めます。

- ① 大規模買付者及びそのグループの詳細(沿革、資本金の額又は出資金の額、発行済株式の総数、役員の名、職歴及び所有株式の数その他の会社等の状況、並びに直近2事業年度の財政状態、経営成績その他の経理の状況を含みます。)
- ② 大規模買付行為の目的(意向表明書において開示していただいた目的の具体的内容)、方法及び内容(経営参画の意思の有無、当該買付の対価の種類及び金額、当該買付の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株式等の数及び当該買付を行った後における株式等所有割合、当該買付の方法の適法性を含みます。)
- ③ 買付対価の算定根拠(算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び当該買付にかかる一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。)
- ④ 大規模買付行為の資金の裏付け(資金の提供者(実質的提供者を含みます。))の具体的名称、調達方法及び関連する取引の内容を含みます。)
- ⑤ 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡がある場合はその内容及び当該第三者の概要
- ⑥ 大規模買付者が既に保有する当社の株式等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決め(以下、「担保契約等」といいます。))がある場合には、その契約の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- ⑦ 大規模買付者が大規模買付行為において取得を予定する当社の株式等に関し担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該合意の具体的内容
- ⑧ 大規模買付行為の後における当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- ⑨ 純投資又は政策投資を大規模買付行為の目的とする場合には、当該買付の後の株式等の保有方針、売買方針その他の投下資本の回収方針及び議決権の行使方針、並びに、それらの理由。長期的な資本提携を目的とする政策投資として当該買付を行う場合には、その必要性
- ⑩ 重要提案行為等を行うことを大規模買付行為の目的とする場合、又は当該買付の後に重要提案行為等を行う可能性がある場合には、当該重要提案行為等の目的、内容、必要性及び時期、並びに、いかなる場合において当該重要提案行為等を行うかに関する情報
- ⑪ 大規模買付行為の後における当社グループの従業員、取引先、顧客及び地域社会その他の当社にかかる利害関係者の処遇等の方針
- ⑫ 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策
- ⑬ 反社会的勢力との関係に関する情報

なお、当社取締役会は、大規模買付者から大規模買付行為の提案がなされた事実については適切に開示し、提案の概要及び大規模買付情報の概要その他の情報のうち、株主及び投資家の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、すみやかに開示いたします。

また、当社取締役会は、大規模買付者による大規模買付情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を大規模買付者に通知(以下、「情報提供完了通知」といいます。))するとともに、その旨をすみやかに開示いたします。

情報提供期間は、当社取締役会が情報提供完了通知を行った日又は情報提供期間が上限に達した日のいずれか早い方の日をもって終了するものとします。

(4) 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、必要に応じて外部専門家の助言を得た上で、大規模買付行為の評価の難易等に応じて、情報提供完了通知を行った後、対価を金銭(円貨)のみとし当社の株式等の全てを対象とする大規模買付行為の場合には最長60日間、その他の大規模買付行為の場合には最長90日間(いずれの場合も初日不算入)を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間(以下、「取締役会評価期間」といいます。))とします。

ただし、上記いずれにおいても、当社取締役会は、対価の相当性や買付提案の合理性の判断が困難である等、必要がある場合には、30日間を上限として期間を延長することがあります。この場合、延長期間と延長理由を株主及び投資家の皆様に開示いたします。

当社取締役会は、取締役会評価期間中に、必要に応じて外部専門家の助言を得ながら、大規模買付者

から提供された情報を十分に評価、検討し、大規模買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、その内容を大規模買付者に通知するとともに、適時かつ適切に公表いたします。また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆様に代替案を提示することもあります。

(5) 独立委員会の設置

当社取締役会は、本プランに基づく大規模買付けへの対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排除し、取締役会の判断及び対応の客観性、合理性を確保することを目的として独立委員会を設置します。独立委員会規程の概要は、(別紙1)のとおりであり、独立委員会委員の略歴については、(別紙2)のとおりであります。

(6) 対抗措置発動に関する独立委員会の勧告

独立委員会は、取締役会評価期間内に、上記(4)の当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案と並行して、以下の手続きに従い、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものとします。なお、大規模買付者が本プランに規定する手続きを遵守しない場合には、取締役会評価期間にかかわらず、当社取締役会に対して対抗措置の発動に関する勧告を行うものとします。その際、独立委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家(投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を得ることができるものとします。

独立委員会が当社取締役会に対して以下の①、②及び③に定める勧告をした場合には、当社取締役会は、当該勧告の事実とその概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、すみやかに開示いたします。

① 大規模買付者が本プランに規定する手続きを遵守しない場合

独立委員会は、大規模買付者による意向表明書の不提出、大規模買付情報の不提出、取締役会評価期間中の買付け、その他、大規模買付者が本プランに規定する手続きを遵守しなかった場合、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告することがあります。

② 大規模買付者が本プランに規定する手続きを遵守した場合

独立委員会は、大規模買付者が本プランに規定する手続きを遵守した場合であって、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なわないと判断される時は、原則として、当社取締役会に対して対抗措置の発動を行わないよう勧告します。

ただし、本プランに規定する手続きが遵守されている場合であっても、例えば以下(a)～(j)に掲げる事由により、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められかつ対抗措置の発動が相当と判断される時には、対抗措置の発動を勧告することがあります。

- (a) 大規模買付者が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株式等を当社又は当社関係者に引取らせる目的で当社の株式等の取得を行っている又は行おうとしている者(いわゆるグリーンメイラー)であると判断される場合
- (b) 当社の会社経営を一時的に支配して当社又は当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先又は顧客等の当社又は当社グループ会社の資産を当該大規模買付者又はそのグループ会社等に移転する目的で当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合
- (c) 当社の会社経営を支配した後に、当社又は当社グループ会社の資産を大規模買付者又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合
- (d) 当社の会社経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるか或いは一時的に高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株式等の高価売却をする目的で当社の株式等の取得を行っているとは判断される場合
- (e) 大規模買付者の提案する当社の株式等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収(最初の買付けで当社の株式等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、或いは明確にしないで、公開買付け等の株式等の買付け等を行うことをいいます。)等の、株主の皆様の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社の株式等の売却を強要するおそれがあると判断される場合
- (f) 大規模買付者の提案する当社の株式等の買付条件(買付対価の種類及び金額、当該金額の算定

根拠、その他の条件の具体的内容（当該取得の時期及び方法を含みます。）、違法性の有無並びに実現可能性等を含むがこれらに限られません。）が、当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適切なものであると判断される場合

- (g) 大規模買付者による支配権の取得により、当社株主はもとより、企業価値の源泉である顧客、従業員その他の利害関係者との関係を破壊し、当社の企業価値・株主共同の利益の著しい毀損が予想されるなど、当社の企業価値・株主共同の利益の確保又は向上を著しく妨げるおそれがあると判断される場合
- (h) 大規模買付者が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該買付者等が支配権を取得しない場合の当社の企業価値に比べ、著しく劣後すると判断される場合
- (i) 大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切であると判断される場合
- (j) その他(a)から(i)までに準ずる事由で、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合

③上記①、②にかかわらず、株主総会による意思確認を要すると判断した場合

独立委員会は、大規模買付者が本プランを遵守した場合であって、対抗措置を発動するか否かにつき株主の皆様のご意思を確認することが適切であると判断した時、当社取締役会に対して株主意思確認の株主総会招集を勧告することがあります。

(7) 取締役会の決議

当社取締役会は、上記（6）に定める独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、当該勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から、すみやかに対抗措置の発動・不発動又は株主意思確認の株主総会招集の決議を行うものとし、

当社取締役会は、上記の決議を行った場合は、その内容にかかわらず、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、すみやかに開示いたします。

(8) 株主総会の決議

当社取締役会は、上記（7）に定める株主意思確認の株主総会招集を決議した場合、対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行っていただくことができるものとし、

また、当社取締役会は、株主意思確認の株主総会を招集する場合、対抗措置を発動するか否かについて当該株主総会の決議に従うものとし、

(9) 対抗措置発動の停止

当社取締役会が上記（7）の手続きに従い対抗措置の発動を決議した後又は上記（8）の手続きに従い株主意思確認の株主総会における決議に従い対抗措置を発動した後においても、大規模買付者が大規模買付行為を中止した場合又は対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動が相当でないと考えられる状況に至った時は、当社取締役会は、当該対抗措置を維持するか否かについて独立委員会に諮問いたします。独立委員会は、当該諮問に基づき、必要に応じて外部専門家の助言を得ながら、当該対抗措置を維持するか否かについて検討し、当社取締役会に対して勧告を行います。

当社取締役会は、上記の独立委員会の勧告を踏まえた結果、当該対抗措置発動を維持することが相当でないと判断に至った場合は、対抗措置発動の停止の決議を行うものとし、

当社取締役会は、上記決議を行った場合、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、すみやかに開示いたします。

(10) 大規模買付行為の開始

大規模買付者は、本プランに規定する手続きを遵守するものとし、当社取締役会又は当社株主総会において対抗措置の発動又は不発動の決議がなされるまでは大規模買付行為を開始できないものとし、

3. 本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記 2（7）の手続きに従い発動する対抗措置及び上記 2（8）の手続きに従い株主意思確認の株主総会における決議に従い発動する対抗措置は、新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の無償割当てとします。

本新株予約権の無償割当ての概要は、（別紙 4）「本新株予約権の概要」に記載のとおりとします。

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、上記 2（9）に記載のとおり、

対抗措置発動の停止を決定することがあります。例えば、対抗措置として当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを決議した場合において、大規模買付者が大規模買付行為を中止し、当社取締役会が上記 2（9）に記載の決議を行った場合には、本新株予約権の無償割当てについて設定した基準日にかかる権利落ち日の前日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては当社が無償で本新株予約権を取得する等の方法で、対抗措置の発動を停止することができるものとします。

4. 本プラン有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、平成 26 年 3 月 25 日から本定時株主総会終結の時までとし、本定時株主総会において承認が得られた場合には、当該承認決議の時から 3 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時まで延長するものとします。その際、独立委員会委員の任期についても同様に延長するものとします。

ただし、当該有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更又は廃止されるものとします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令若しくは金融商品取引所規則の変更又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更に伴う形式的な変更が必要と判断した場合は、随時、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更することができるものとします。他方、当社取締役会が、本プランの内容について当社株主の皆様の実質的な影響を与えるような変更を行う場合には、あらためて直近で開催される株主総会に付議し株主の皆様のご承認をいただくこととします。

5. 本プランの合理性

本プランは、経済産業省及び法務省が平成 17 年 5 月 27 日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を下記のとおり充足しており、かつ、経済産業省の企業価値研究会が平成 20 年 6 月 30 日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容を踏まえております。

（1）企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則

本プランは、上記Ⅲ 1. に記載のとおり、当社株式等に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付けに応ずるべきか否かを株主の皆様がご判断し、或いは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

（2）事前開示・株主意思の原則

当社は、取締役会において決議された本プランを本定時株主総会において議案としてお諮りすることをあわせて当社取締役会で決議しております。また、上記Ⅲ 4. に記載したとおり、本プランの有効期間は本定時株主総会終結の時までであり、本定時株主総会においてご承認いただいた後も、その後の当社株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更又は廃止されることになります。したがって、本プランの導入及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっております。

（3）必要性・相当性確保の原則

①独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示の徹底

当社は、上記Ⅲ 2.（5）に記載のとおり、本プランに基づく大規模買付けへの対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として独立委員会を設置し、当社取締役会は、対抗措置の発動・不発動又は株主意思確認の株主総会招集の決議に際して独立委員会の勧告を最大限尊重いたします。

また、当社は、独立委員会の判断の概要について株主及び投資家の皆様に情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しております。

②合理的かつ客観的な発動要件の設定

本プランは、上記Ⅲ 2. に記載のとおり、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

③デッドハンド型若しくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記Ⅲ 4. に記載のとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされております。したがって、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

6. 株主及び投資家の皆様への影響等

（1）本プラン導入時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの導入時には、本新株予約権の発行自体は行われません。したがって、本プランがその導入時に株主の皆様の有する当社株式にかかる法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることを想定しておりません。

（2）本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、別途定める割当て期日における株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個を上限とした割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じるものの保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じず、株主の皆様の有する当社株式にかかる法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、大規模買付者につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利又は経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、対抗措置として本新株予約権の無償割当てを行うことを決議した場合であって、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを中止する場合、又は対抗措置を撤回するため割り当てられた本新株予約権を当社が無償で取得する場合には、結果として1株当たりの株式の価値の希釈化は生じないことから、1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

以 上

独立委員会規程の概要

1. (独立委員会の設置)

独立委員会は、当社取締役会決議により、大規模買付行為等への対抗措置の発動に関する取締役会の恣意的判断を排除し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として設置される。

2. (独立委員会委員の選任)

独立委員会委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立した社外取締役、社外監査役、社外有識者（弁護士、公認会計士、税理士、学識経験者、会社経営実績のある他社の取締役又は執行役）及びこれらに準ずる者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。

3. (独立委員会の任期)

独立委員会の任期は、選任の時から3年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時又は別途独立委員会委員と当社が合意した時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。

4. (独立委員会の招集)

独立委員会は、当社取締役会の決議により又は各独立委員会委員が招集する。

5. (議長)

独立委員会の議長は、各独立委員会委員の互選により選定される。

6. (決議要件)

独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、独立委員会委員のいずれかに事故がある時その他特段の事由がある時は、原則として、当該独立委員会委員を除く独立委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。

なお、独立委員会の決議について特別の利害関係を有する委員は、当該決議について議決権を有しないものとする。

7. (勧告)

独立委員会は、当社取締役会の諮問に応じて、勧告内容を決議し、その理由を付して当社取締役会に対して勧告するものとする。

8. (取締役等からの意見聴取)

独立委員会は、必要に応じて当社グループの取締役、監査役又は従業員その他必要と認める者を出席させ、独立委員会が求める事項に関する意見又は説明を求めることができる。

9. (外部専門家からの助言)

独立委員会は、当社取締役会から諮問された事項の検討を行うため、必要に応じて外部専門家の助言を得ることができるものとする。かかる助言の取得に際して要した費用は、当社が負担するものとする。

以上

独立委員会委員の略歴（五十音順）

佐野 高志（さの たかし）（昭和 23 年 4 月 3 日生）
昭和 48 年 10 月 アーサー・アンダーセン会計事務所（現有限責任あずさ監査法人）入所
昭和 54 年 2 月 ネミック・ラムダ株式会社（現 TDK ラムダ株式会社）入社
平成 4 年 12 月 井上斎藤英和監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入所
平成 5 年 1 月 公認会計士登録
平成 9 年 8 月 朝日監査法人（現有限責任あずさ監査法人）代表社員
平成 19 年 12 月 佐野公認会計士事務所開設（現任）
平成 23 年 6 月 株式会社図研監査役（現任）

白井 久明（しらい ひさあき）（昭和 23 年 7 月 10 日生）
昭和 50 年 4 月 弁護士登録
平成 8 年 7 月 白井法律事務所開設
平成 19 年 7 月 京橋法律事務所開設（現任）
平成 19 年 7 月 IMC JAPAN 株式会社代表取締役（現任）
平成 19 年 7 月 萬邦株式会社代表取締役（現任）

津谷 忠男（つや ただお）（昭和 23 年 7 月 9 日生）
昭和 48 年 10 月 アーサー・アンダーセン会計事務所（現有限責任あずさ監査法人）入所
昭和 63 年 9 月 同事務所パートナー
平成 2 年 9 月 公認会計士・税理士事務所 津谷会計事務所開設（現任）
平成 9 年 2 月 日本アムウェイ株式会社入社
平成 13 年 3 月 デンセイ・ラムダ株式会社（現 TDK ラムダ株式会社）入社
平成 13 年 6 月 同社取締役・財務本部長
平成 16 年 7 月 オリックス株式会社入社
平成 17 年 2 月 同社執行役
平成 21 年 1 月 同社常務執行役
平成 21 年 6 月 富士火災海上保険株式会社取締役
平成 22 年 1 月 オリックス株式会社顧問
平成 22 年 4 月 富士火災海上保険株式会社顧問
平成 23 年 6 月 日立ツール株式会社監査役（現任）
平成 25 年 6 月 双日株式会社監査役（現任）

注 1：上記 3 名と当社との間において、顧問契約等の関係はありません。

注 2：白井久明、津谷忠男の両氏は、平成 26 年 4 月 24 日開催の当社第 5 回定時株主総会において社外監査役への就任をお諮りする予定です。

以上

(別紙3)

当社の大株主（上位10名）

平成26年1月31日現在

氏名又は名称	所有株式数（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
橘 民義	1,960,800	10.32
本重 光孝	1,930,400	10.16
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,621,900	8.53
松本 公三	1,216,240	6.40
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,197,000	6.30
野村信託銀行株式会社（投信口）	770,200	4.05
橘 鉄平	603,200	3.17
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	437,200	2.30
上杉 増夫	351,400	1.85
津田 哲治	344,800	1.81

以上

本新株予約権の概要

1. 本新株予約権の付与の対象となる株主及びその発行条件

本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において、当社取締役会が別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その有する当社の株式（ただし、当社の有する当社の株式を除きます。）1株につき1個の割合で本新株予約権の無償割当てを行います。

2. 本新株予約権の目的となる株式の種類及び数

本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個あたりの目的となる株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は1株とします。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

3. 本新株予約権の割当総数

本新株予約権の割当総数は、割当期日における当社の発行可能株式総数に2分の1を乗じた数を上限として、当社取締役会が定める数とします。当社取締役会は、割当総数がこの上限を超えない範囲で複数回にわたり本新株予約権の無償割当てを行うことがあります。

4. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額

本新株予約権の行使に際して払い込むべき額は1円以上で当社取締役会が定める額とします。

5. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

7. 本新株予約権の行使条件

①特定大量保有者（注1）、②特定大量保有者の共同保有者、③特定大量買付者（注2）、④特定大量買付者の特別関係者、若しくは⑤これら①から④の者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け、若しくは承継した者、又は、⑥これら①から⑤に該当する者の関連者（注3）（これらの者を総称して、以下「非適格者」といいます。）は、本新株予約権を行使することができないものとします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

注1：当社の株式等の保有者で、当社の株式等にかかる保有割合が20%以上である者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

注2：公開買付け（金融商品取引法第27条の2第6項に規定する公開買付けをいいます。）によって当社が発行者である株式等（金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。以下本注において同じです。）の買付け等を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者及びその者の特別関係者の株式等保有割合の合計が20%以上となる者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

注3：ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共通の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に規定されます。）をいいます。

8. 当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が有する本新株予約権を取得し、これと引替えに本新株予約権 1 個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができるものとします。

なお、本新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

9. 対抗措置発動の中止等の場合の無償取得

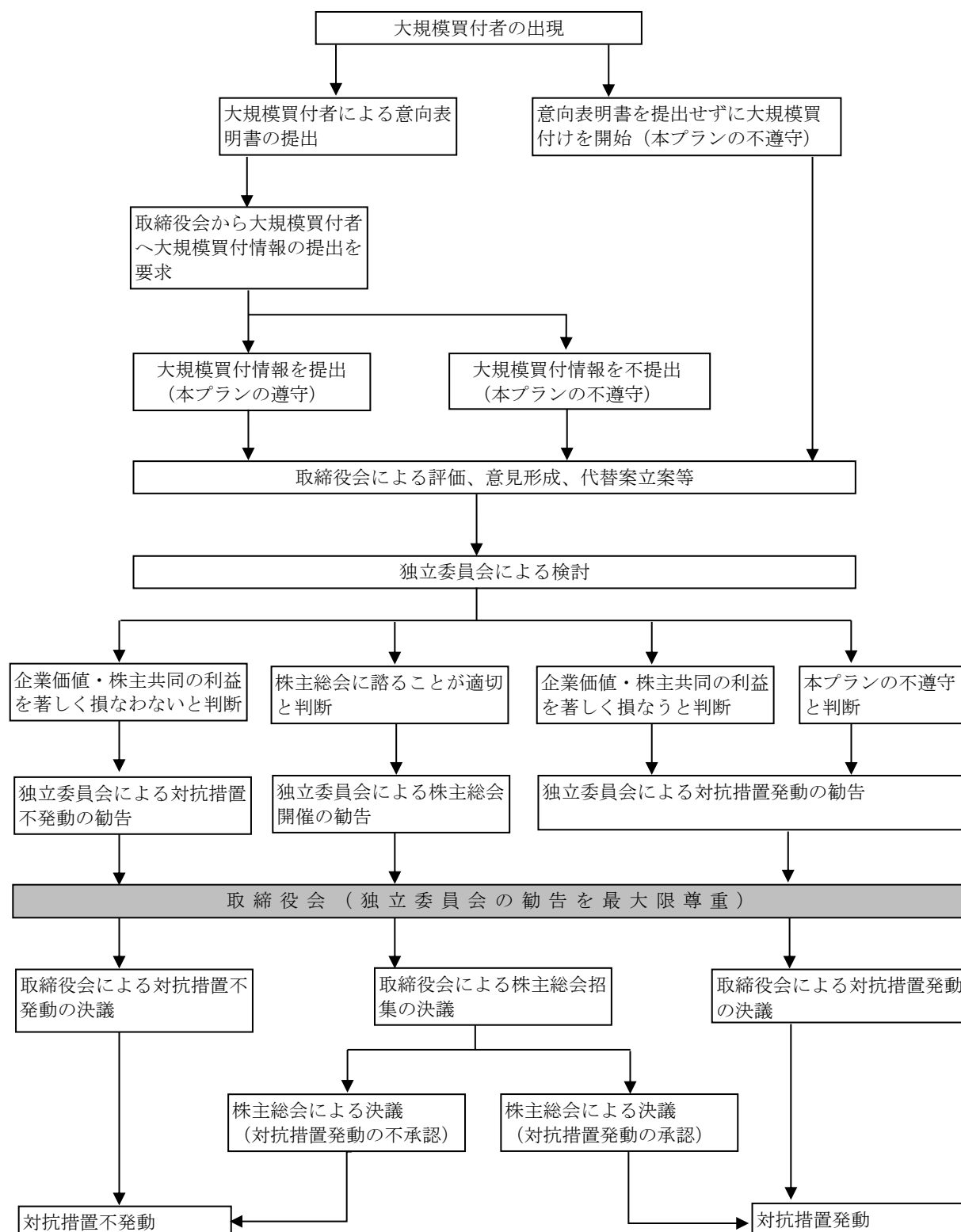
当社取締役会が、発動した対抗措置の中止又は撤回を決議した場合その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

10. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

以 上

本プランの概要



※本図は、本プランの概要を表示したものです。具体的な内容は本文をご参照ください。